

令和6年度介護報酬改定等に係る質問・回答

	区分		質問	回答	回答日
1	処遇改善に関すること		一月あたり介護報酬総単位数について、「前年1月から12月までの1年間の総単位数を12で除するなどの方法」により推定することとされているが、施設が適切と判断した独自の方法によって推定することとしてもよいか。	基本的には「前年1月から12月までの1年間の総単位数を12で除する」ことにより推定することを想定していますが、その他の方法により推定した方が的確に推定できると判断した場合には、その他の方法を用いることも妨げません。ただし、県から説明を求められた場合、推定方法について説明できるようにしてください。	2024/3/28
2	処遇改善に関すること		令和6年6月からの処遇改善加算について、令和6年2月から5月までの処遇改善補助金を未算定の事業所でも算定可能か。	処遇改善補助金の取得状況にかかわらず、処遇改善加算の算定要件を満たしていれば算定可能です。	2024/3/28
3	処遇改善に関すること		令和6年6月からの処遇改善加算について、「介護職員」のみ賃金改善を実施し、「その他の職員」については賃金改善の対象としないという配分も可能か。	賃金改善の金額や対象者について、事業所の裁量で決定することが可能です。 ただし、配分方法について事業所から従業員に対して事前に説明を行うことが必要です。	2024/3/28
4	処遇改善に関すること		当事業所では、介護職員処遇改善加算が創設された平成24年度から加算を算定している。この場合、「新加算等を算定しない場合の賃金水準」とは、事業所が初めて旧「処遇改善加算」を算定した年度の前年度である平成23年度の賃金水準という理解で差し支えないか。	貴見のとおりです。 ただし、職員構成の変動等により、現在の賃金水準と比較することが適切でない場合は、その他の適切な方法により算出し、賃金改善額を算出することとしても差し支えありません。	2024/3/28
5	処遇改善に関すること	提出書類について	令和6年度の処遇改善計画書はいつまでに提出すればよいか。	4月から算定する場合は、4月15日までにご提出ください。 なお、6月15日まで計画の変更の届出が可能です。	2024/4/8
6	処遇改善に関すること	提出書類について	令和6年4月・5月分の処遇改善加算を算定するにあたって、「処遇改善計画書」と「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」はあわせて提出する必要があるか。	加算の新規算定や区分の変更がない場合は、「処遇改善計画書」のみ提出いただければ結構です。 加算の新規算定や区分の変更がある場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出が別途必要です。 なお、算定開始時期（加算届の受理期間）については以下のとおりとなります。 ・事業所系サービス（訪問介護、通所介護等） ：毎月15日以前に届出→翌月から算定 毎月16日以後に届出→翌々月から算定 ・施設系サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護等） ：届出が受理された日の翌月から算定 （ただし、月の初日の場合はその月から算定）	2024/4/8

令和6年度介護報酬改定等に係る質問・回答

	区分		質問	回答	回答日
7	処遇改善に関すること	提出書類について	令和6年6月1日から新加算を算定したい。 新加算の算定にあたり、処遇改善計画書以外に必要な提出書類・提出期限を教えてください。	令和6年6月からの新加算算定にかかる届出書や様式、提出期限については、4月下旬以降を目途に改めて周知いたします。 (以下、4/24追記) 令和6年4月24日付長福第99号にてご案内していますので、ご確認ください。 【参考URL】令和6年6月から適用する介護給付費算定に係る体制等(加算)に関する届出書の提出について(通知)※掲載終了 https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/hp/documents/kasantodokedetsuuchi_r6_6.pdf	2024/4/8
8	処遇改善に関すること	提出書類について	処遇改善計画書を作成するにあたって、同一法人内の事業所の数が10以下の介護サービス事業者は、別紙様式2、別紙様式6のどちらを使ってもよいのか。	貴見のとおりです。	2024/4/8
9	処遇改善に関すること		新加算Ⅰを算定するにあたって、「経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置すること」という要件があるが、各サービスで必要な割合を教えてください。	キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）では、サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していることが求められます。 具体的には、新加算等を算定する事業所又は併設する本体事業所において、サービス類型ごとにキャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）を担保するものとして算定が必要な加算・区分の届出を行っていることが必要となります。（介護保険最新情報Vol.1215別紙1表4参照） 介護福祉士の配置割合については、算定が必要な各加算・区分の算定要件をご確認ください。 【参考URL】介護保険最新情報Vol.1215 https://www.mhlw.go.jp/content/001227727.pdf	2024/4/8
10	処遇改善に関すること		令和6年2月から5月までの「介護職員処遇改善支援補助金」を活用して基本給のベースアップを行い、令和6年6月以降も継続予定である。この場合、6月以降の賃金改善分を新加算における「改善額」に含めても差し支えないか。	貴見のとおりです。	2024/5/7
11	処遇改善に関すること		当事業所では、旧加算による賃金改善実施について、加算の算定月から3カ月遅れで従業員給与に反映していた。 令和6年6月以降の新加算でも、加算の算定月から3カ月遅れでの賃金改善を実施しても差し支えないか。	貴見のとおりです。 ただし、事業所から従業員に対して事前に説明を行い、労使の合意を得るよう努めてください。	2024/5/7

令和6年度介護報酬改定等に係る質問・回答

	区分		質問	回答	回答日
12	処遇改善に関すること		賃金の改善方法について、当初の処遇改善計画書に記載した賃金改善の対象や金額等の項目を見直したいときはどのような処理が必要となるか。	当初予定していた賃金改善方法を変更する場合は、従業者に周知と説明を丁寧に行い、合意を得るよう努めてください。 なお、計画書を再提出する場合は、電子申請システムから、修正を行ったことがわかるようにファイル名を変更したうえで提出してください。	2024/5/7
13	処遇改善に関すること		6月からの新加算において、事業所が受け取る加算額を同一法人内の事業所間で柔軟に配分したうえで賃金改善を実施してもよいか。	同一法人内の事業所において、柔軟に配分を行うことは可能です。ただし、職務の内容や勤務の実態を考慮せずに、一部の事業所だけに賃金改善を集中させるなど、著しく偏った配分は行わないこととしてください。	2024/5/7
14	処遇改善に関すること		「新加算の届出のある事業所」と「届出のない事業所」の業務を兼務している職員について、賃金改善の対象としても差し支えないか。	貴見のとおりです。 新加算等の算定対象となるサービス事業所における業務を行っている職員については、賃金改善の対象に含めることができます。	2024/5/7
15	処遇改善に関すること		同一法人内の別事業所に出向する職員がいる。 新加算では、出向先の事業所の財源に基づき賃金改善を実施しても差し支えないか。	出向先の事業所において、出向者を含めて処遇改善計画書を作成し、出向者も新加算の対象とすることは可能です。	2024/5/7
16	処遇改善に関すること		同一法人内の複数事業所で新加算を算定する予定。 処遇改善計画書は事業所単位ではなく法人単位で作成するが、同一法人内の全事業所の算定区分は一致させる必要があるか。	同一法人内の全事業所の加算算定区分を統一する必要はありません。 事業所ごとに加算区分を設定してください。	2024/5/7
17	処遇改善に関すること		新加算による賃金改善によって増加した法定福利費について、「賃金改善額」に含めることはできるが、「基本給等の改善」に含めることはできないという理解でよろしいか。	貴見のとおりです。	2024/5/7
18	処遇改善に関すること		法人役員について、施設の管理者や支援職・事務職などを兼務する場合は対象としてよろしいか。 また、役員報酬のみの者も運営に参加しているとみなした場合は支給対象としてよろしいか。	当該役員が、新加算等の算定対象となるサービス事業所等における業務を行っている判断できる場合には、新加算を原資とする賃金改善の対象に含めることができます。	2024/5/20
19	処遇改善に関すること		新加算の各区分の加算率について、介護サービス種別ごとに知りたい。 どの資料を参照すればよいか。	「介護保険最新情報Vol.1215」の、別紙1表1－2をご確認ください。 【参考URL】介護保険最新情報Vol.1215 https://www.mhlw.go.jp/content/001227727.pdf	2024/5/20

令和6年度介護報酬改定等に係る質問・回答

	区分		質問	回答	回答日
20	処遇改善に関すること		現在、処遇改善加算の加算額を上乗せして給料を支給しているが、加算額上乗せ前の給料が最低賃金を上回っている必要があるのか。 それとも、加算額上乗せ後の給料が最低賃金を上回っていればよいのか。	下記Q&Aの問 1－6 で示されているとおり、処遇改善加算の加算額が、臨時に支払われる賃金や賞与等として支払われておらず、予定し得る通常の賃金として、毎月職員に支払われているような場合には、最低賃金額と比較する賃金に加算額を含めることが可能です。 ただし、処遇改善加算の目的を踏まえ、最低賃金を満たしたうえで賃金の引き上げを行うよう努めてください。 【参考URL】介護保険最新情報Vol.1367（介護職員等処遇改善加算に関するQ&A 第2版） https://www.mhlw.go.jp/content/001452622.pdf ※最低賃金に関する詳細な判断については、都道府県労働局や最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。	2025/9/8
21	処遇改善に関すること		キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）では、「経験年数」、「保有する資格」、「人事評価の結果」の要素をすべて盛り込んだ昇給の仕組みを整備する必要があるのか。	キャリアパス要件Ⅲで求めているのは、以下（a）～（c）のいずれかに該当する仕組みの整備であり、必ずしも全ての要素を盛り込む必要はありません。 (a)経験に応じて昇給する仕組み (b)資格等に応じて昇給する仕組み (c)一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み	2025/9/8